

学校法人栄光学園 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、下記のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和 12年 3月31日までの5年間
2. 内容

〈次世代育成支援対策推進法 による〉

目標1：ワークライフバランスを充実させるために育児・介護に関する諸制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和 7年 4月から 育児・介護に関する制度等の情報収集。
- 令和 7年 4月から 産前産後休業や育児休業、育児休業給付や保険料免除など新制度の周知や情報提供を行う。
- 令和 8年 4月から 次年度以降も継続して職員への周知を図る。

目標2：男性を含めた育児休業の取得率を95%にする。

＜対策＞

- 令和 7年 4月から 職員へのアンケート調査、検討開始。
- 令和 7年 4月から 制度の導入、職員への周知充実を図る。

目標3： 職員の月平均の残業時間を1時間以内とする。

＜対策＞

- 令和 7年 4月から 職員の年間の残業時間の実態調査。

〈次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法 による〉

目標4： 年次有給休暇の取得が計画期間中に8日を超えるよう取得を推進する。

＜対策＞

- 令和 7年 4月から 取得方法の検討、取得率の向上を推進する。
- 令和 7年 4月から 年次有給休暇外に年間3日付与しているリフレッシュ休暇の取得を推進する。
- 令和 8年 4月から 次年度以降も継続して勤務体系の充実を図る。